

令和8年3月6日

橋本市議会議長
田中 博晃 様

文教厚生建設委員会
委員長 板橋 真弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	委員会の意見
10	橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願について	不採択	別紙委員長報告書のとおり

委員 長 報 告 書

さる2月27日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第10号 橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願について

を審査するため、3月6日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第10号の主旨は、橋本市における学童保育（放課後児童健全育成事業）の運営体制について、NPO法人等が責任主体となる運営の在り方を見直し、市が責任主体として運営に関与する体制への移行を早急に検討すること、入所調整に関するルールについて市の関与のもとで制度設計を行うこと、関係者による協議の場を設けることを求めるものである。

委員から、当局に対し、本市においてNPO法人等が主体となって学童保育を運営している理由について ただしがあり、当初は保護者会が運営する体制で始まったものであり、市は運営に対する補助金を交付する形態が続いてる との答弁がありました。

当局に対し、現在のNPO法人等が学童保育の運営から撤退した場合、市が主体となって運営していくことは可能か とのただしがあり、市が直接運営していくことは困難であること、また、運営団体は子どもたちの状況を十分理解したうえで入所の調整に尽力していただいております、今後も運営を担っていただきたいと考えている との答弁がありました。

当局に対し、1年生を優先的に受け入れるような制度にできないか とのただしがあり、年齢的な配慮は必要であると考えますが、子どもや家庭の状況によるため、一概に年齢のみを基準として入所の優先度を定めることは難しい との答弁がありました。

当局に対し、学童保育の人手不足や入所施設の確保など、運営に関する

課題に対し、市はどのように取り組んでいくのか とのただしがあり、関係者と協議し、課題等を整理のうえ解決できるよう協力する との答弁がありました。